

令和3年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

令和3年度決算に基づく本町の「健全化判断比率」、「資金不足比率」の各指標は、全てにおいて基準内であり良好な財政状況であるといえます。今後も引き続き財政の健全化に努めてまいります。(参考までに過去3年度分の比率も掲載しています。)

◆健全化判断比率

【単位：％】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率	—	—	—	—
(早期健全化基準)	15.0			
(財政再生基準)	20.0			
連結実質赤字比率	—	—	—	—
(早期健全化基準)	20.0			
(財政再生基準)	30.0			
実質公債費比率	4.3	4.5	4.7	4.9
(早期健全化基準)	25.0			
(財政再生基準)	35.0			
将来負担比率	—	—	—	—
(早期健全化基準)	350.0			
(財政再生基準)				

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、赤字額がないため「—」と表示。

◆資金不足比率(公営企業ごとの資金不足の比率)

【単位：％】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
簡易水道事業 特別会計	—	—	—	—
町営スキー場事業 特別会計	—	—	—	—
農業集落排水事業 特別会計	—	—	—	—
下水道事業 特別会計	—	—	—	—
簡易排水事業 特別会計	—	—	—	—
林業集落排水事業 特別会計	—	—	—	—
土地取得事業 特別会計	—	—	—	—
(経営健全化基準)	20.0			

※ 各公営企業会計(法非適用)においては、いずれの会計も資金不足がないため「—」と表示。

◆制度解説

健全化判断比率等とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定・公表される次の財政指標です。

「健全化判断比率」 1実質赤字比率 2連結実質赤字比率 3実質公債費比率 4将来負担比率

「資金不足比率」（公営企業会計ごとに算定）

健全化判断比率には早期健全化基準及び財政再生基準、資金不足比率には経営健全化基準があり、その基準以上となると、改善に向けた財政計画を策定しなければなりません。

なお、平成20年度決算から計画策定が義務付けられています。

◆用語解説

○ 実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。

こうしたことから、歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げ当該年度の歳出への充用（繰上充用）、翌年度への債務の繰り延べ（支払繰延）、執行すべき事業の繰り越し（事業繰越）があれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

○ 連結実質赤字比率

市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除したものです。

市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

○ 実質公債費比率

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われているかを見ようとするものです。

○ 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。（＝「現在の負担」の状況）

一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。（＝「将来の負担」の状況）

この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。

○ 資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除いたものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。

なお、資金不足額の計算に際しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。

○ 財政健全化法に規定する財政健全化計画等

・「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準を上回った場合、「財政再生計画」の策定が必要となります。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、計画について、総務大臣の同意がなければ地方債は発行できません。

・「財政健全化計画」

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要となります。財政健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。

・「経営健全化計画」

公営企業会計の資金不足比率が20%を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要となります。経営健全化計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表しなければなりません。また、県知事、総務大臣への報告が義務づけられています。